

都市農業機能発揮モデル事業

兵庫県都市農業振興基本計画(H28.11策定)に基づき、都市農業が有する多様な機能の発揮を図るため、都市農地を活用したモデル事例の創出を支援する事業です

事業概要

都市農業の保全と多様な機能の発揮を図るため、市町等が取り組む都市農地の活用モデルに対し支援

- ①事業主体 市町、協議会（市町、生産者、地域住民等で構成される協議会）、J A、農業を営む者が組織する団体、N P O法人、社会福祉法人等の法人、自治会等
- ②補助率等 補助率：定額（上限600千円／1事業）
- ③対象農地 市街化区域内農地及び市街化区域内農地と連携させて事業に取り組む市街化区域外農地（ただし、市街化区域外農地の面積が市街化区域内農地面積を超えない場合に限る）

防災機能の発揮



災害時の防災空間として利用する取組に対する支援
例：防災協力農地の設置、農地を活用した避難訓練等の実施等

福祉的活用の促進



障害者や高齢者等の活動の場として利用する取組に対する支援
例：生きがいつくりや就労の場となる農園の設置等

想定されるモデル事例



地域住民等の農業を理解する場として利用する取組に対する支援
例：農業体験ができる農園設置、交流イベントの実施、体験・交流を通じた地域支援型農業のしくみづくり等

学習機会の充実

地域住民等の生活に安らぎを与える場として利用する取組に対する支援
例：景観作物等を活用し交流活動等を行う農園の設置等



良好な景観形成の促進

問合わせ先

兵庫県農林水産部農業経営課もしくは最寄りの県民局・県民センター内 農林(水産)振興事務所
(TEL:078-362-3409)

(県ホームページ参照：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk03/toshinougyou.html>)